## 規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条 及び附属書Bの5 (a) に基づくものです。

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

## 1 件名

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正

### 2 対象

食品添加物 (プロピコナゾール)

# 3 趣旨及び目的

新たにプロピコナゾールを食品添加物として指定し、その使用基準及び成分規格を設定する。

## 4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

#### 5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111 内線 2453 FAX 03-3501-4868